第十一条の二第十四項算式ウ中「0.1399」を「0.1283」に改め、同項算式ウの符号を次のように改める。

算式ウの符号

A　次の算式Ⅰによつて算定した率（当該率が2.000を超えるときは2.000とし、1.000に満たないときは1.000とする。）

算式Ⅰ

$$142.86\times\left\{\left(\frac{a}{b}-\frac{c}{d}\right)\times\frac{1}{5}\right\}+1.271$$

$\frac{a}{b}$、$\frac{c}{d}$又は$\left(\frac{a}{b}-\frac{c}{d}\right)\times\frac{1}{5}$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、$142.86\times\left\{\left(\frac{a}{b}-\frac{c}{d}\right)\times\frac{1}{5}\right\}+1.271$に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅰの符号

a　国勢調査によつて調査された平成17年10月１日現在における15歳から34歳までの就業者数

b　国勢調査によつて調査された平成17年10月１日現在における15歳から34歳までの人口

c　国勢調査によつて調査された平成12年10月１日現在における15歳から34歳までの就業者数

d　国勢調査によつて調査された平成12年10月１日現在における15歳から34歳までの人口

B　次の算式Ⅱによつて算定した率（当該率が2.000を超えるときは2.000とし、1.000に満たないときは1.000とする。）

算式Ⅱ

$$19.12\times\frac{a}{b}-10.067$$

$\frac{a}{b}$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、$19.12\times\frac{a}{b}-10.067$に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅱの符号

a　算式ウの符号Ａ中算式Ⅰの符号ａに同じ。

b　算式ウの符号Ａ中算式Ⅰの符号ｂに同じ。

C　段階補正係数

第十一条の二第十四項算式エ及び算式オの符号Ａを次のように改める。

算式エ

（Ａ－１）×Ｂ×0.1470

（Ａ－１）×Ｂ×0.1470に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式オの符号

A　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{\alpha+\beta+\gamma}{3}$$

算式の符号

α　次の算式Ⅰによつて算定した率（当該率が2.000を超えるときは2.000とし、1.000に満たないときは1.000とする。）

算式Ⅰ

$$\delta\times\left\{\left(\frac{a-b}{c}\times1{,}000-\frac{d-e}{f}\times1{,}000\right)\times\frac{1}{3}\right\}+\varepsilon$$

$\frac{a-b}{c}\times1{,}000$、$\frac{d-e}{f}\times1{,}000$又は$\left(\frac{a-b}{c}\times1{,}000-\frac{d-e}{f}\times1{,}000\right)\times\frac{1}{3}$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、$\delta\times\left\{\left(\frac{a-b}{c}\times1{,}000-\frac{d-e}{f}\times1{,}000\right)\times\frac{1}{3}\right\}+\varepsilon$に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅰの符号

a　住民基本台帳関係年報における市町村別住民票記載、消除数（平成19年４月１日から平成20年３月31日まで）のうち転入者数

b　住民基本台帳関係年報における市町村別住民票記載、消除数（平成19年４月１日から平成20年３月31日まで）のうち転出者数

c　平成20年３月31日現在の住民基本台帳登載人口

d　住民基本台帳関係年報における市町村別住民票記載、消除数（平成16年４月１日から平成17年３月31日まで）のうち転入者数

e　住民基本台帳関係年報における市町村別住民票記載、消除数（平成16年４月１日から平成17年３月31日まで）のうち転出者数

f　平成17年３月31日現在の住民基本台帳登載人口

δ　特別区、指定都市、中核市及び特例市にあつては1.17、指定都市、中核市及び特例市以外の市にあつては0.64、町村にあつては0.30

ε　特別区、指定都市、中核市及び特例市にあつては0.495、指定都市、中核市及び特例市以外の市にあつては1.067、町村にあつては1.119

β　改正前の省令第11条の２第14項の平成20年度分の算式ヰの符号Ａ中αの率と同一の率（合併新法第２条第２項の市町村のうち平成20年４月２日以後に行われた市町村の合併に係るものにあつては、当該市町村が平成20年４月１日以前に存在したものと仮定して改正前の省令第11条の２第14項の平成20年度分の算式ヰの符号Ａ中αの率に相当するものとして総務大臣が通知した率）

γ　改正前の省令第11条の２第14項の平成20年度分の算式ヰの符号Ａ中βの率と同一の率（合併新法第２条第２項の市町村のうち平成20年４月２日以後に行われた市町村の合併に係るものにあつては、当該市町村が平成20年４月１日以前に存在したものと仮定して改正前の省令第11条の２第14項の平成20年度分の算式ヰの符号Ａ中βの率に相当するものとして総務大臣が通知した率）

第十一条第一項の表市町村の項第一号中「、投資補正Ⅱ」を削り、同項第三号及び第四号中「投資補正及び」を削り、同条第二項の表都道府県の項第一号中「平成十四年」を「平成十九年」に改め、「（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第五条の規定に基づき、平成十五年十二月二十五日に開催された第一回国土開発幹線自動車道建設会議及び平成十八年二月七日に開催された第二回国土開発幹線自動車道建設会議の議を経た整備計画の変更により、新直轄方式に切り替わつた区間をいう。以下この表において同じ。）」を削る。